

労働者協同組合等の税制

項目	NPO法人	特定労働者協同組合	労働者協同組合	企業組合
① 根拠法	特定非営利活動促進法	労働者協同組合法	労働者協同組合法	中小企業等協同組合法
② 法人税法上の位置付け	公益法人等	公益法人等	普通法人	普通法人
③ 法人税の課税対象	収益事業から生じた所得にのみ課税	収益事業から生じた所得にのみ課税	全ての所得に課税	全ての所得に課税
④ 法人税率	年800万円以下の部分15% 年800万円超の部分23.20%	○資本金1億円以下の法人 年800万円以下の部分15% 年800万円超の部分23.20% ○上記以外の法人 23.20%	○資本金1億円以下の法人 年800万円以下の部分15% 年800万円超の部分23.20% ○上記以外の法人 23.20%	○資本金1億円以下の法人 年800万円以下の部分15% 年800万円超の部分23.20% ○上記以外の法人 23.20%
⑤ 寄附金に係る措置	あり	なし	なし	なし
⑥ 法人住民税(均等割)	最低税率	最低税率	資本等の金額や従業者数に応じて税額が増加。	資本等の金額や従業者数に応じて税額が増加。

法人住民税（均等割）の概要

項目	内容					
税率	均等割	資本等の金額	都道府県民税 均等割	市町村民税均等割 従業者数 50人超	従業者数 50人以下	
		50億円超	80万円	300万円	41万円	
		10億円超 50億円以下	54万円	175万円		
		1億円超 10億円以下	13万円	40万円	16万円	
		1千万円超 1億円以下	5万円	15万円	13万円	
		1千万円以下	2万円	12万円	5万円	
		<p>* NPO法人及び人格のない社団等は最低税率が適用されるため、都道府県民税2万円、市町村民税5万円となる(地法52①表1、312①表1)。</p>				